

平成2年9月14日

三重県告示第505号

改正 平成9年4月8日三重県告示第793号 平成18年3月28日三重県告示第275号
平成19年1月9日三重県告示第13号 平成20年2月29日三重県告示第115号
平成26年2月7日三重県告示第85号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めた。

1 屋外広告物沿道景観地区の名称

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域

一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間（一般国道42号との重複区間を含む。）及び当該区間の両側100m（家屋連担地域にあっては30m）以内の区域とする。

3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用する。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の6分の1以下

(イ) 屋上広告 1面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）

(ウ) 広告板 1面8㎡以下

(エ) 広告塔 1面4㎡以下

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下

(イ) 屋上広告 1面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）

(ウ) 広告板 1面20㎡以下

(エ) 広告塔 1面10㎡以下

ウ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下

(イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）

(ウ) 広告板 1面20㎡以下

(エ) 広告塔 1面10㎡以下

(オ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければならない。

ア 広告物の共通基準

(ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

(イ) 広告面のベースカラーは、伊勢市（二見町地内を除く。）では静かな参道の雰囲気イメージする若緑色とし、同市二見町地内では海と岩のイメージの青色（紺碧の海）とし、鳥羽市では真珠のイメージの真珠色（メタリック調）とする。

- (ウ) 広告面の色彩は、補色を極力避けること。
- (エ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、全体と補色関係にならないようにする。
- (オ) 広告物表示面等に、地場産品の素材等を出来る限り使用すること。
- (カ) 広告物を反復して表示する場合は、化粧フレームの中に入れること。
- (キ) 赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の10分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下

ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下

エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の7分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止

オ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ 公共広告物

- (ア) 禁止地域 高さ 3.5m以下
 大きさ 10㎡以下
- (イ) 許可地域 高さ 5m以下
 大きさ 10㎡以下

前 文（抄）（平成9年4月8日三重県告示第793号）

平成9年7月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月28日三重県告示第275号）

公表の日から施行します。

前 文（抄）（平成19年1月9日三重県告示第13号）

公表の日から施行します。

前 文（抄）（平成20年2月29日三重県告示第115号）

公表の日から施行します。

前 文（抄）（平成20年2月29日三重県告示第115号）

公表の日から施行します。

前 文（抄）（平成25年2月7日三重県告示第85号）

公表の日から施行します。